

令和4年 第4回

小樽市農業委員会議事録

小樽市農業委員会

1 開催日時 令和4年4月26日（火）午前10時00分

2 公示日 平成4年4月20日

3 開催場所 旧小樽市公設青果地方卸売市場内会議室

4 出席委員（12人）

会 長	14番	北島	吉治
委 員	1番	江南	繁壽
	2番	川畑	正美
	3番	中橋	義則
	4番	田口	玲子
	5番	今堀	政藏
	7番	本間	俊一
	8番	佐々木	晴男
	9番	岩部	利治
	11番	千葉	進
	12番	三國	幸一
	13番	古里	和夫

5 欠席委員（2人）

6番	木露	正敏
10番	浜谷	礼子

6 議事日程

○議案

- ・議案第1号 令和3年度活動の点検・評価及び令和4年度計画目標について
- ・議案第2号 下限面積（別段の面積）の決定について

○報告

- ・報告第1号 現況証明書交付の報告について
- ・報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- ・報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知報告について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 海谷 昌弘

振興係長 干場 諭

農地係長 世戸 幹彦

振興係員 星田 洋

農地係員 光野 雅士

8 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和4年第4回小樽市農業委員会を開会いたします。 出席委員は14名中12名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。 それでは、小樽市農業委員会会議規則第9条の規定により、以降の議事の進行は北島会長にお願いいたします。
議 長	これより議事に入ります。議事録署名委員の指名を行います。小樽市農業委員会会議規則第10条に規定する議事録署名委員に1番江南委員、2番川畑委員を指名いたします。 それでは、議案第1号「令和3年度活動の点検・評価及び令和4年度計画目標について」を上程します。 内容について事務局から説明願います。
事 務 局 (振興係長)	議案第1号について御説明させていただきます。 この点検・評価につきましては、平成21年度より実施しているもので、かつて農業委員会の審議の透明化を図るため、その審議内容、結果を記した議事録を作成することにより、農業委員会の活動としての農地等の利用の最適化推進状況、その他事務の実施状況などについて、広く一般市民に知っていただくために、毎年度、当該年度に対する点検・評価及び活動計画目標を点検し、その結果を農業委員会のホームページに公表することとなっております。 その後、農業者からの意見を募りまして、その結果を5月の総会に報告し、6月中旬までに北海道を經由して、国（農水省）に提出という流れとなっております。 それでは、配布しました資料の「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」につきまして、御説明させていただきます。 これらにつきましては、農業委員会の状況、担い手への農地の利用集積・集約化など5つの項目で構成されております。 まず、1ページ目を御覧ください。ここでは、農業委員会の状況ということで耕地面積、農業就業者、認定農業者などが記されており、2の農業委員会の現在の体制では、構成内容が記されております。 次に、2ページ目を御覧ください。ここでは、担い手への農地の利用集積・集約化についてであります。令和4年3月現在の管内、つまり小樽市内農地面積185haに対するこれまでの集積面積が31.52haであり、集積率が17.04%と前年度お示しした数値と

変わりありません。小樽の現状に対する課題としては、農業従事者の減少、高齢化等による耕作放棄地発生への懸念があり、中山間地域における傾斜地に存する農地が多く、しかも狭小のため大型機械の導入が困難な地理的実情があります。

そして、令和3年度の目標が2.0haの集積目標に對しまして、集積実績は0haでした。以下、目標の達成に向けた活動、目標及び活動に対する評価が記載されております。

次に、3ページ目では新たに農業経営を営もうとする者の参入促進について記載されており、令和3年度については0件の結果となりました。以下、目標の達成に向けた活動、目標及び活動に対する評価が記載されておりますが、新規就農希望者からの相談はあるものの、参入者となるまでにつなげることはできませんでした。

続きまして、4ページ目を御覧ください。

ここでは、遊休農地に関する措置に対する評価について記載されております。

まず、最初に現状及び課題、令和3年度の目標及び実績、その目標達成に向けた活動についてです。記載のとおり、遊休農地面積はございませんでした。引き続き、市長部局の農林水産課ほか関係機関と連携し、遊休農地発生を抑止に努めるよう進めて参りたいと考えております。

また、5ページ目では、違反転用への適正な対応として、現状及び課題、令和3年度実績について記載していますが、違反転用はございませんでした。以下、農業委員及び事務局職員による農地パトロールなどについて記載しており、その活動計画に対する評価を記載しております。

以下、6ページから7ページにかけては、農地法等によりその権限に属された事務に関する点検が記載されており、小項目1農地法第3条に基づく許可事務では3件、小項目4情報の提供等では、農地の権利移動等の状況把握について記載されており、昨年度は35件ございました。

8ページでは、地域農業者等からの主な要望・意見及び対応内容として、今御説明してきました2ページ目（担い手への農地の利用集積・集約化）から6ページ目（農地法等によりその権限に属された事務に関する点検）について意見等を伺い、その内容を記載することとしております。

最後の事務の実施状況の公表等についてですが、ここでは総会等の議事録の公表、農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出、活動計画の点検・評価に関することが記載されております。

	次に、令和４年度の最適化活動の目標の設定等について御説明いたします。 まず、１ページ目のⅠ農業委員会の状況についてですが、ここでは農業委員会の現在の体制、農家・農地等の概要について記載されております。 ２ページ目を御覧ください。Ⅱ最適化活動の目標についてですが、ここでは、農地の集積と遊休農地の解消に関する現状及び課題、目標について記載されております。農地の集積の目標としては、新規集積面積を２haとしております。なお、遊休農地につきましては、先ほどの令和３年度での点検・評価で御説明いたしましたが、現在のところございません。 次に、３ページ目を御覧ください。ここでは、新規参入の促進に関する現状及び課題、目標について記載しております。目標面積は、過去３年度の権利移動面積の平均の１割以上とすることとなっており、２.3haとしております。 以上で、令和３年度活動の点検・評価及び令和４年度計画目標についての説明を終わります。
議 長	ただいま、事務局より御説明がありましたが、意見・質問のある方は挙手願います。
委員一同	【意見・質問なし】
議 長	特に発言がないようですので、採決いたします。議案第１号を提案どおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	《賛成多数》
議 長	賛成多数ですので、議案第１号は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第２号「小樽市の定める特段の下限面積について」を上程します。事務局より説明願います。
事 務 局 (農地係長)	議案第２号について御説明いたします。 農地の権利移動に関して、農地法第３条第２項第５号の条文では、農地の権利・取得面積については、北海道２ha（＝200a）、都府県では５0aと定められております。 市町村の区域内では、北海道においては２haの範囲内で面積を定め、公示した場合はその面積とするとなっております。 平成２１年１２月の農地法改正によって、実質上の農地法におけ

	る下限面積が撤廃・自由化され、各農業委員会が特段の下限面積を設定できるようになりました。 これに伴い、小樽市農業委員会においては下限面積を 30a から 10a へと変更いたしました。 下限面積については、その事情等により毎年の見直し・公表が義務づけられており、下限面積は農地法第 3 条の許可要件にも関わることから農地の権利移動を活発化し、新規就農者等が参入しやすい環境をつくるという目的で、現在小樽市全域を 10a と定めております。今回の公表についても、この理由を基本とし、今年度におきましても 10a と定め、決定後は農業委員会ホームページにて公表を予定しております。 なお、この下限面積は露地栽培の作物を想定しており、ビニールハウスなどで花きやトマト等の栽培を行い集約的な農業経営を行う場合は、例外として、下限面積に達していなくても許可できることになっております。 以上でございます。
議 長	ただいま、事務局より説明がありました。下限面積を 10a にしていきたいということでございます。これにつきまして、御意見・御質問等ありますか。
委員一同	【意見・質問なし】
議 長	特にご意見・御質問等がないようです。この議案に賛成の方は挙手願います。
委員一同	《賛成多数》
議 長	賛成多数ですので、決定させていただきます。 次に報告第 1 号「現況証明書交付の報告について」を上程いたします。
事 務 局 (農地係長)	御説明いたします。 本件につきましては、小樽市農業委員会現況証明事務処理要綱第 4 条及び第 8 条の規定に基づき地区担当委員が現況を確認し、会長の専決処分により証明書を交付したものです。件数は、市街化区域内の土地が 1 件 1 筆で、申請地付近に住む委員が現況を確認し、証明書を交付したものです。なお、市街化調整区域内の土地はありませんでした。以上でございます。
議 長	ただいま、事務局より説明がありました。これにつきまして、

	御意見・御質問等ありますか。よろしいですか。
委員一同	【意見・質問なし】
議長	よろしいようですので、次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について」の御説明をお願いします。
事務局 (農地係長)	御説明いたします。 農地法第3条の3第1項の規定による届出が令和3年4月から令和4年3月まで、6件29筆ございました。 農地の取得につきましては、農業委員会の許可が必要ですが、相続・遺贈等による農地の権利取得は許可が必要となっております。農業委員会への届け出が必要となる農地法第3条の規定がありますが、実態は、届け出なくとも相続・遺贈等は権利取得できるので届け出ていない場合もあります。今回届け出がありましたものの土地の所在は記載のとおりでございます。 内容につきましては、6件とも個人の相続によるものです。2件は司法書士経由です。 以上でございます。
議長	ただいま、御説明がありました。この件につき、何か御質問ございますか。
委員	相続というたくさん事例があり、名前は言いませんけれど、80何歳で相続して、いつまで相続できるのか、なぜ子供さんたちに相続できないのかな？と、80何歳で何年相続した農地を利用できるのかな？と思います。法律上やむを得ないのかしれませんが、どういうものなのでしょうかね。
事務局長	年齢は関係ありません。
委員	関係のないのはわかっているけど、86,87歳になって相続して、何年相続した農地を利用できるのか？
事務局長	相続に関しては家族間の問題で、相続人間で話し合った内容や遺言状にもとにしたものに私どもは従わざるを得ないので、対応しかねるところもあります。 例えば、所有者の方が御高齢で亡くなった場合、配偶者の方もだいたい同じような御高齢であると思われます。子供がいれば、妻と子供にそれぞれ2分の1の法定相続が発生しますが、子供がいなければ、亡くなった方の兄弟姉妹と妻に相続が発生し、同じ

議 長	ような年齢の方に相続されてしまう。これはあくまで法的なものであるので、私どもの方で立ち入って話せるものではないので、ご了承いただきたいと思います。
事 務 局 (農地係長)	ほかに御質問はございますか。よろしいようでしたら、次に報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知報告について」にうつります。事務局より説明をお願いします。 御説明いたします。 報告第3号について「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借の解除の通知」が、1件ございました。 賃貸人は〇〇さん、借受人は住所〇〇の〇〇さんであります。当該地は地番〇〇の土地でございます。通知内容は、合意による貸付面積の全部解約でございます。 説明は以上です。 以上につきまして、何か御質問等はございますか？
議 長	ありません。
委員一同	何かほかに、御質問はございますか。
議 長 事務局長	ないようですので、本日の総会はこれにて閉会となります。ありがとうございました。 (午前10時40分閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成した。